

平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. **解答用紙**に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問 次の各問いに答えなさい。括弧内に字数の指定があるものはその字数で記載すること（各4点×10問）。

- (1) 宇奈月温泉事件や板付基地事件は、何が問題となった事件と理解されるか。そこで問題となった原則(ないし法理)を書きなさい。
- (2) 共有物を管理する方法は、共有者の持分の価格の過半数で決めるが、共有家屋の雨漏りの修繕などは共有者の1人で単独でできる。このような行為を何というか。
- (3) 真の権利者に、虚偽の外形たる外観の作出につきなんらかの帰責性（たとえばそれを認識しながら放置していたなど）があれば、民法のある条文を類推適用して、善意の第三者を保護するという法理が判例上確立している。この法理を何というか。
- (4) 売買の目的物（たとえば建物など特定物）に物質的な欠陥がある場合の売主の責任を何というか（漢字6文字）。
- (5) 甲が乙に製品を売る契約で、甲乙間でその代金債権を丙に取得させるという合意をし、丙が後に受益の意思表示をすれば、丙は買主乙に対してその代金債権を取得する。このような契約を何というか。
- (6) 買主が売主に代金支払債務を負っている場合において、売主がその代金支払を求める訴えに対して、被告となつた買主が同時履行の抗弁権を主張し、この主張が認められた場合には、どのような判決がくだされるか。こうした判決の名称を書きなさい。
- (7) 公序良俗違反の契約によって、相手方に渡した物がある場合に、その返還を求めることができない。たとえば、麻雀賭博で負けた者が勝った者に金を支払った場合に、その金の返還を請求することはできない。このように公序良俗違反となる原因で相手に渡した金や物を何というか。
- (8) 無過失責任の帰責根拠について、2つの考え方がある。民法715条の使用者責任及び民法717条の土地工作物責任も、この考え方（思想）の双方又は一方に基づくものと理解されるが、この2つの責任とは何か（順不同）。
- (9) 離婚後、子の親権者・監護権者とならなかつた者が、子に会うなど、子と接触することができるかどうかが問題とされ、その権利の性質や許与基準について議論があつたが、平成23年の民法改正でこの権利が明文化された。この権利のことを何というか。
- (10) 被相続人に相続人がいない場合に、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者や被相続人の療養看護に努めた者などに、相続財産の全部又は一部を与えることができるとされているが、こうした被相続人と関係のあった者を何というか。

第2問 次の問題について、簡潔に解答しなさい（小問（1）は3つそれぞれについて解答用紙2行以内、小問（2）は12行以内で記入すること）

- (1) 通説は、時効の存在理由として3つをあげているが、その3つをあげなさい。

[配点20点]

(2) 強制履行の方法には3つがあるが、その3つをあげてその内容を簡単に説明した後、幼児の引渡請求や夫婦間の同居請求について、どのような強制履行ができるかについて、検討しなさい。〔配点20点〕

第3問（40点）

X女とA男は、Xが28歳、Aが35歳のときに結婚をし、その間には2人の子供B男とC女が生まれた。結婚5年目までは2人の夫婦関係は良好であったが、5年を過ぎる頃から、仕事のことや育児のことで言い合いをするようになって、Aは内心離婚したいと思っていたが、Xは、夫の態度には我慢ならないが、子供のためにも、離婚はせずに我慢して生活していくと思っていた。

結婚7年目に、A男は、スナックで知り合った女性Yと不倫関係となり、Yの住んでいたマンションで暮らすようになって、妻子らのもとには帰らないままに生活を続けてきた。

この場合において、次の問い合わせに答えなさい（各問い合わせは独立しているものとする）。

(1) X女も働いて、相応の収入を得ているので、特に生活には困ってはいないが、自分たちのことを顧みなくなった夫に対して腹立たしく思い、また、夫と同棲している相手の女性に対しても、自分たちの家庭を壊したとして、許すことができない感情を抱いている。Xは、Yに対して慰謝料を請求することができるか。不法行為の成立要件において何が問題となるかを明示・説明して、この問題に関する過去の判例の立場を踏まえて、論じなさい。〔配点20点〕

(2) A男は、Xに対して離婚を申し出たものの、Xがこれに応じず、Xとは離婚しないままとなった。Yとは、当初数年間同棲したが、その間に子供が生まれるようなことはなく、その後も、一時は喧嘩や別れ話もあり、交際がなくなった時期もあるが、まもなく交際が復活し、Aがその後に購入したマンションと一緒に暮らしたり、Yが借りていたマンションにAが訪れたりして、その関係は続いていた。

Aは、Xとの間に生まれたB・Cとは、運動会や入学式・卒業式など学校行事には出るなどして、ときどき会うことはあったが、Xとの交流は希薄で夫婦関係の実体はなくなっていた。

Aは、75歳で病気で死亡したが、45歳のときに友人らとつくった貿易会社が成功をおさめ、死ぬまでにそこそこの財産（遺産総額は1億円程度）を築いた。また、Yも、法律上の夫婦ではないものの、形の上では社長夫人として、会社関係のパーティーに出席したり、海外の拠点となる事業所に一緒に出向くなどして、その経営や運営に貢献もしてきた。

そして、Aは亡くなる2年前に、病気で手術する際に、「1. 全遺産の2分の1をYに与える。2. 遺産の4分の1ずつをBとCに与える。」と記載した遺言を作成した。Bは高校教師、Cは中学教師となっていて、BもCもその生活は安定しているが、Xは、現在は、BとCとも断絶状態で、生活に困窮している。YとB及びCは、この遺言をもとに、約1億円の遺産を分割するつもりである。

Xは、Yに対し、この遺言の全部又は一部の無効を主張することができるか。また、Y・B・Cによる遺産の分割がすでに終わってしまっていた場合に、Xは、なんらかの主張をすることができるか。〔配点20点〕